

# 飼育動物診療施設における 麻薬等の取扱い上の留意点について①

---

東京都 保健医療局 健康安全部  
薬務課 麻薬対策担当

1

飼育動物診療施設における麻薬等の取扱い上の留意点について パート1  
このコンテンツでは、飼育動物診療施設の麻薬施用者及び麻薬管理者を対象に、  
麻薬等の取扱い上の留意点について説明します。

## 目次

### 基本的な麻薬の取扱い方法

- 譲渡・譲受
- 保管（麻薬金庫）
- 記録（診療簿・麻薬帳簿）

#### 〈関連法令〉

- 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）

目次です。

このコンテンツでは、麻薬の購入から保管、記録までの基本的な取扱い方法を説明していきます。

実際に都内の飼育動物診療施設で起きた事例を基に、作成しておりますので、動画を視聴し終わった後には、ご自身の飼育動物診療施設内における麻薬管理に不適切な点がないかどうか、今一度確認をお願いいたします。

## 基本的な麻薬の取扱い方法

---

譲渡・譲受

保管（麻薬金庫）

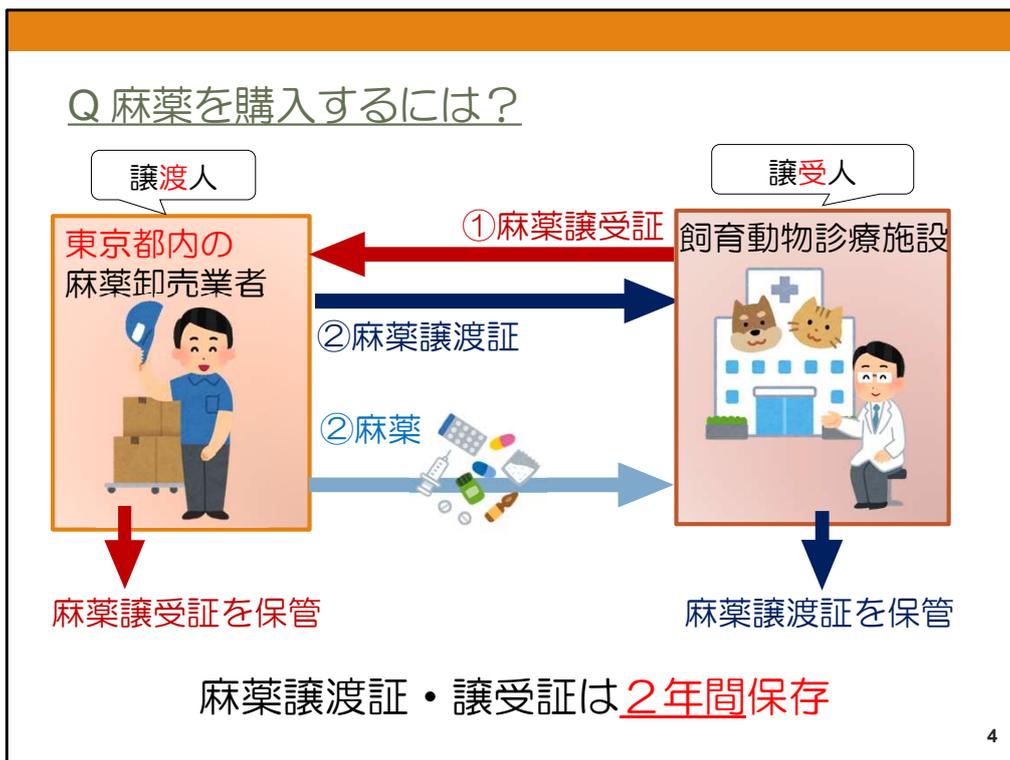
記録（診療簿・麻薬帳簿）

3

最初にご説明するのは、麻薬の譲渡・譲受 についてです。

譲渡とは、麻薬を譲り渡すこと

譲受とは、麻薬を譲り受けること。例えば飼育動物診療施設が麻薬卸売業者から麻薬を受け取ることをいいます。



こちらは、麻薬の購入の流れです。

麻薬を購入する際、飼育動物診療施設は「麻薬譲受証」を作成し、麻薬の納品前もしくは納品時に、卸売業者に交付しなければなりません。

麻薬譲受証の作成は、卸売業者側ではなく、飼育動物診療施設側が行うものです。詳しい作成の方法は、次のスライドで説明します。

麻薬譲受証を交付すると、卸売業者から購入した麻薬と同時に、「麻薬譲渡証」が交付されます。

卸売業者から交付された麻薬譲渡証は、2年間保存してください。



## 麻薬を譲受する際の注意事項

- 他の薬局、病院、診療所との貸し借りは不可  
(同一開設者でも不可)
- 譲渡証に記載の品名、数量、製品番号等と現品が相違ないか
- 容器に証紙による封かんがされているか
- 破損や不足等はないか

開封確認は必須ではないが、購入後の使用時等に破損等を発見した場合は、**麻薬施用者（管理者）**が麻薬事故届を提出しなければならない



麻薬を譲受する際の注意事項ですが、譲渡証に記載されている品名や数量、製品番号などが現品と相違ないか、封かんがなされているかを必ず確認してください。開封確認は必須ではありませんが、譲受した後に破損等を見つけた場合は、卸売業者ではなく、譲り受けた麻薬施用者や麻薬管理者が事故届を提出することになるので、注意してください。

原則、麻薬の返品はできません。

麻薬施用者や管理者が交代した際には、取引のある卸売業者に、その旨を連絡してください。

なお、スライドの右上にあるのは、東京都が作成・公表している「麻薬取扱いの手引」の該当ページです。これ以降のスライドにも載せていますので、手引と併せてご活用ください。

手引は、都庁薬務課のホームページからダウンロードすることができます。詳しいダウンロード方法については、「飼育動物診療施設における麻薬等の取扱い上の留意点について パート2」でご説明しています。

## 譲渡・譲受に関する事例

緊急で麻薬を施用する必要があったが、在庫がなかった。  
近隣の飼育動物診療施設から麻薬を借りて施用した。

不正譲渡・譲受

- ・他の薬局、病院、診療所との貸し借りは不可（同一開設者でも不可）
- ・基本的に、**都内の麻薬卸売業者以外から麻薬を入手することはできない。**

7

こちらは、譲渡・譲受に関する事例です。

「緊急で麻薬を施用する必要がありましたが、在庫がなかったため、近隣の飼育動物診療施設から麻薬を借りて施用してしまいました。」

この事例のように、他の施設から麻薬を譲り受けた場合、不正譲渡・譲受にあたり、法違反となります。

基本的に、都内の麻薬卸売業者以外から麻薬を入手することはできません。隣接している場合、あるいは、同一開設者の施設であっても、麻薬のやりとりはできません。

## 適用条文

### ◆麻薬及び向精神薬取締法◆

#### 【第24条第9項】譲渡し

- ・麻薬卸売業者は、当該免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

#### 【第26条第3項】譲受け

- ・麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者は、第二十四条の規定により禁止される麻薬の譲渡しの相手方となってはならない。

こちらは、譲渡・譲受に関する適用条文です。

# 1 基本的な麻薬の取扱い方法

---

譲渡・譲受

保管（麻薬金庫）

記録（診療簿・麻薬帳簿）

9

次に説明するのは、麻薬の保管方法についてです。

## 麻薬の保管

- 麻薬は麻薬専用の金庫に保管すること  
（一緒に麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く）や現金、麻薬帳簿を保管することはできません）
- 麻薬保管庫は施錠のできる室内に設置
- 鍵のかかる堅固な設備
  - 金属製
  - 重量金庫（概ね50kg以上）or 固定してある（外側から容易に外せない）
  - 鍵については、2か所以上で鍵がかかる構造（シリンダー錠とダイヤル錠の組合せ等）

### Point !

スチール製ロッカー、机の引き出し、固定されていない手提げ金庫は不可！



ST

10

麻薬は麻薬専用の保管庫で保管しなければなりません。  
麻薬専用のため、覚醒剤を除き、麻薬以外の医薬品を同じ金庫に保管することはできません。  
また、帳簿や現金も一緒に保管することはできません。

保管庫は、施錠できる室内に設置してください。

保管庫は「鍵のかかる堅固な設備」である必要があります。  
「鍵」については、2か所以上で鍵がかかる構造にしてください。  
「堅固な設備」とは、金属製であり、概ね50kg以上の重量金庫、または固定してあり、外側から容易に外せない必要があります。

この機会に、ご自身の飼育動物診療施設の麻薬金庫をご確認ください。



こちらは、保管庫の不適切事例です。

スチール製のロッカーや事務機の引き出し、固定されていない手提げ金庫は、鍵がかかっても、堅固な設備には該当しません。  
 業務所以外の場所の保管、例えば、自宅での保管はできません。  
 また、麻薬専用である必要があるため、覚醒剤を除き、麻薬以外の医薬品と一緒に保管することはできませんし、麻薬帳簿や現金等とも一緒に保管することはできません。

## 往診時の保管場所について

麻薬施用者が、往診のため麻薬を持ち出す場合、往診カバンにあらかじめ必要量の麻薬を常備しておくことは可能か。

- 往診のため麻薬を持ち出す際は、**その都度、必要最小限の麻薬を持ち出す。**
- カバン等に**あらかじめ常備しておくことはできない。**
- 持ち出している間、**麻薬の入ったカバン等を移動用の車等に放置しないよう注意。**
- 持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻す。

12

こちらは、往診時の麻薬の保管場所に関する事例です。

麻薬施用者は、往診のために麻薬を持ち出すことができますが、持ち出す際には、その都度、必要最小限の麻薬を持ち出してください。カバンなどに、あらかじめ常備しておくことはできません。

持ち出している間は、麻薬の入ったカバンなどの扱いに十分注意してください。

往診を終えて持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻してください。

## 適用条文

### ◆麻薬及び向精神薬取締法◆

#### 【第34条第1項、第2項】保管

- 麻薬取扱者（麻薬施用者、麻薬管理者）は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。
- 前項の保管は、麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

13

こちらは、保管に関する適用条文です。

# 1 基本的な麻薬の取扱い方法

---

譲渡・譲受

保管（麻薬金庫）

記録（診療簿・麻薬帳簿）

14

最後に説明するのは、記録についてです。  
麻薬及び向精神薬取締法において、麻薬は、診療簿と麻薬帳簿に記録を残すことが求められています。

## 診療簿（診療録）への記載事項

麻薬を処方した...

- ① 患畜の**種類**
- ② 患畜の所有者 or 管理者の氏名 or 名称及び住所
- ③ **病名**及び**主要症状**
- ④ **麻薬の品名・数量**
- ⑤ 施用又は交付**年月日**



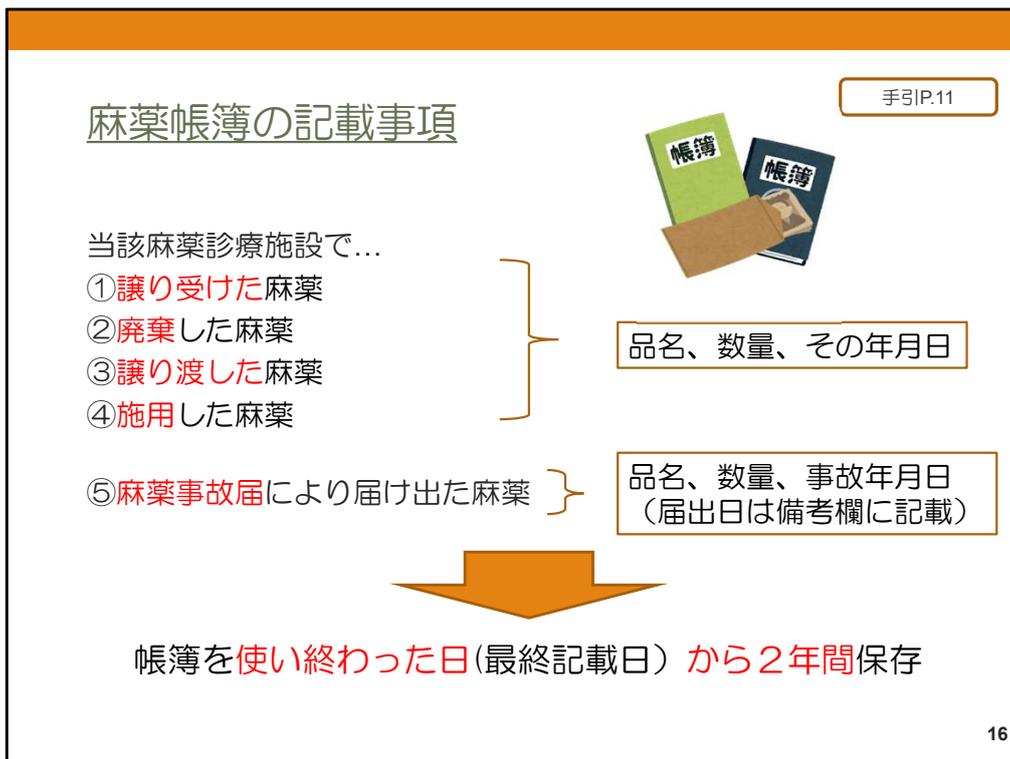
**3年間**保管

※牛、水牛、しか、めん羊、山羊は8年間  
獣医師法施行規則第11条の2

まずは、診療簿への記載事項についてです。

麻薬施用者である獣医師が患畜に麻薬を施用したときは、獣医師法第21条に規定する診療簿に、①から⑤までの事項を記載しなければなりません。

そして、その診療簿は3年間、牛、水牛、しか、めん羊、山羊については8年間、保管してください。



続いて、麻薬帳簿への記載事項についてです。

①から④までの、譲り受けた麻薬、廃棄した麻薬、譲り渡した麻薬、施用した麻薬については、品名、数量、その年月日を  
⑤の麻薬事故届により届け出た麻薬については、品名、数量に加え、事故年月日、事故届の届出日を記載する必要があります。

最低限、ここに示した事項については記載してください。

また、使い終わった帳簿は、最終記載の日から2年間保存してください。

## 麻薬帳簿の記載例

バイアル製剤をミリリットル単位 (mL) で帳簿記載する場合

品名	ケタラール筋注用500mg		単位	mL
年月日	受入	払出	残量	備考
7. 4. 8	30		30.0	丸都薬品練馬支店 S2-3285~7
7. 4.10		4.0	26.0	□村 ポチ
7. 4.22		4.0	22.0	×川 タマ
7. 5.13		4.0	18.0	△森 シロ
7. 5.13			20.0	帳簿訂正 (+2.0mL秤量誤差) 立会者 鈴木○子 <sup>Ⓜ</sup>

こちらは、麻薬帳簿の記載例です。  
手引には様々なパターンの記載例が載っていますので、参考にしてください。

## 麻薬帳簿の記載例

## 記載のポイント

バイアル製剤をミリリットル単位 (mL) で帳簿記載する場合

品名	ケタラール筋注用500mg			単位	mL
年月日	受入	払出	残量	備考	
7. 4. 8	30		30.0	丸都薬品練馬支店 S2-3285~7	
7. 4. 10		4.0	26.0	□村 ポチ	

- ・品名、剤型、濃度別に記載
- ・「受入」の年月日は麻薬譲渡証に記載された年月日を記載。  
(麻薬到着年月日と異なる場合は、備考欄に到着年月日を記載)
- ・払出し時には、備考欄に患畜氏名又はカルテ番号を記載。
- ・施用残液を廃棄した場合は、その廃棄数量 (mL)、廃棄に立会した者の氏名を備考欄に記載。

麻薬帳簿様式のダウンロードはこちら

<https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki>

麻薬帳簿の記載のポイントです。

- ・品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載してください。
- ・「受入」は、麻薬譲渡証に記載された年月日を記載します。
- ・払出しの際には、備考欄に患畜の氏名、又はカルテ番号を記載してください。
- ・施用残液を廃棄した場合は、備考欄にその廃棄数量、麻薬施用者と共に廃棄に立会った方の氏名を記載してください。

なお、麻薬帳簿の様式はホームページに掲載しています。麻薬の適正管理にご活用ください。

## 麻薬帳簿の記載注意事項

- ルーズリーフ等の着脱式帳簿の場合は、ページ番号が必要
- ボールペン等の容易に字が消えない筆記具を使用
- 記載内容の訂正は、二本線等により抹消し、訂正した箇所に訂正者（麻薬施用者又は麻薬管理者）の訂正印を押印（修正液等は使用しない）
- 原則として、譲り受け・施用（又は交付）の都度記載
- 定期的に帳簿残高と在庫現品を確認
- コンピュータ処理の場合、管理について注意が必要  
（原本性の確保のため、印刷した帳簿には、麻薬施用者又は麻薬管理者の押印等があるのが望ましい）

データ改ざん・破損防止対策を講じてください  
（例：パスワードの設定、定期的なバックアップ）



こちらは、帳簿の記載に関する注意事項です。

- ルーズリーフ等の着脱式帳簿の場合は、ページの抜き差し防止という観点から、ページ番号が必要です。
- 記載には、ボールペンなどの容易に字が消えない筆記具を使用してください。鉛筆や、インクが消えてしまうボールペンなどは使用しないでください。
- 記載内容の訂正は、修正液等は使用せず、二本線等により抹消し、訂正した箇所に訂正印を押印してください。

ページ番号、字が消えない筆記具、訂正印の使用は、改ざん防止のため重要です。

- 譲り受け・施用は、その都度記載してください。
- 帳簿残高と在庫現品の確認は、定期的に行ってください。
- 帳簿をパソコンで管理している場合には、定期的に印刷してください。麻薬廃棄届による麻薬廃棄を実施する際に、印刷した帳簿が必要になることがあります。印刷した帳簿には、麻薬施用者又は麻薬管理者の押印などをお願いいたします。

また、パソコンで管理する場合、データの改ざん防止にパスワードをもうける、パスワードを定期的に変更する、定期的にバックアップをとる、管理者を指定して閲覧者を制限する、などの対応をお願いいたします。

## 適用条文

### ◆麻薬及び向精神薬取締法◆

#### 【第39条第1項】帳簿

- ・麻薬管理者は、麻薬診療施設に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
- ①当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- ②当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びにこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
- ③当該麻薬診療施設で施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びにこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
- ④第35条第1項の規定により届け出た麻薬（事故麻薬）の品名及び数量

こちらは、記録に関する適用条文です。

続きは、

飼育動物診療施設における

麻薬等の取扱い上の留意点について②

をご覧ください。

21

「飼育動物診療施設における麻薬等の取扱い上の留意点について パート1」のコンテンツは、以上で終了です。

「飼育動物診療施設における麻薬等の取扱い上の留意点について パート2」では、麻薬の廃棄や事故発生といった「こんなとき、どうしたら？」という場面に  
応じた手順を説明しています。

こちらもぜひご視聴ください。